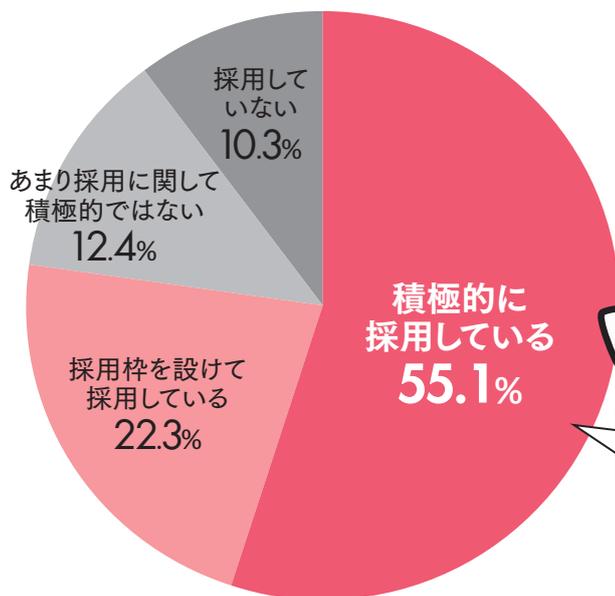


巻頭  
特集  
P02~

## 進んでいます! 女性活躍に向けた取り組み

女性活躍推進法が2016年4月に全面施行され、鹿児島市の企業でも様々な取り組みが行われています。今年4月には働き方改革関連法も順次施行されるなど、“女性活躍”の推進に向けた環境整備がますます進んでいます!



Good!  
鹿児島市の企業の「女性採用」取組の状況

前回調査  
(平成27年)より **4.8ポイント増↑**

平成30年度  
鹿児島市勤労者労働基本調査より  
※回答数=485



- 具体的にどんな取組をしているんだろう?
- 女性採用のポイントは?
- 我が社も進めたい!

役に立つヒントが見つかるかも!?

### Content

特集 進んでいます! 女性活躍に向けた取り組み

> 02

働き方改革関係

> 04

人材確保・人材育成

> 05

創業支援・販路拡大・経営支援など

> 06

助成金・融資など

> 08

従業員の健康

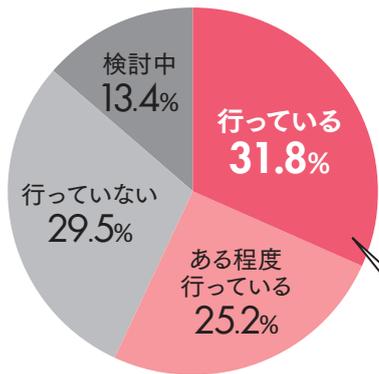
> 10

職場のトラブル

> 11

各種認定制度

> 11



平成30年度の鹿児島市勤労者労働基本調査報告書によると、表紙の円グラフにもあるように、積極的に女性を採用している企業の割合は、平成27年度の前回調査から4.8ポイント増加しました。また、女性の管理職登用への積極度についても「行っている」が**31.8%**と最も多くなり、前回調査との比較で2.9ポイント増加しています。

企業における女性の管理職登用への積極度

前回調査(平成27年)から **2.9ポイント増**↑

平成30年度の鹿児島市勤労者労働基本調査報告書より  
※回答数=484

両立支援企業、女性活躍推進企業 続々!

生産性の向上にも寄与!



※2019年8月末現在の公表数



※2019年度年次経済財政報告(経済財政白書)より

Interview

今、改めて女性活躍推進法とは？  
女性採用の押さえておくべきポイントとは？

話を伺ったのは... 鹿児島労働局雇用環境・均等室 大庭 直美 室長



ハローワークかごしま・マザーズコーナー 川路 めぐみ 上席職業指導官



**Q** 女性活躍推進法が本年6月に改正された背景やその内容は？

**A** (大庭氏) 少子高齢化が進行し労働力不足が顕著になる中、男女問わず介護による離職も企業にとって今後の大きな課題になってきます。育児や介護など、従業員の一時的な事情に柔軟な対応ができなければ、企業の人材確保は一層厳しくなります。誰もが能力を發揮できる一億総活躍社会を目指す中で、女性の活躍推進に取り組むことが、ひいては従業員全員が能力發揮できる環境を作ることになります。そのような中、女性活躍推進法に基づく行動計画の策定について、これまで労働者が301人以上の事業主に義務付けられていましたが、より一層女性活躍を推進するため、今回の改正により101人以上の事業主に策定義務が拡大されました(改正の概要はP5参照)。改正法の施行時期は公布日(6月5日)から3年以内となっておりますが、300人以下の事業主であっても、法律の施行を待たずに少しでも早く取り組んでいただきたいです。

**Q** 取り組むに当たって重要なことは？

**A** (大庭氏) 事業主の方からは女性従業員を管理職に勤めても辞退されるという声も聞きます。

現在は女性活躍＝仕事と子育ての両立に向けた取組だけでは十分ではありません。女性は両立が大変だからと、同じ仕事ばかりを任せるのではなく、幅広い職域で様々な仕事を経験させ、やがては責任ある仕事を任せて育成していくことが必要です。

そうすることで女性の自信にも繋がります。また、女性活躍推進法に基づく、行動計画を作るために自社の女性活躍の状況を数値化して分析することで、課題が明確に把握できます。その課題のうち、出来るところから少しずつ取り組み、自社の良いところを公表・PRすることで人材確保にも繋がります。

**Q** 現在の女性求職者の状況はどうでしょうか？

**A** (川路氏) マザーズコーナーの新規求職者の状況はここ数年、年間1300~1500人前後で増減の幅は大きくありません。女性の社会進出が落ち着いてきたのだと思います。

**Q** 女性求職者からはどのような声が？

**A** (川路氏) すぐに仕事を始めたい方もいれば、情報収集を先に進めておいて、保育園の入所を待っている方もいます。また、求職の条件について

は、職種で選ばれる方もいますし、就業時間や土日祝休みなどを優先に選ばれる方もいて、本当に多種多様な相談が寄せられています。ちなみに、ハローワークかごしま管内の6月の有効求人倍率は1.30倍でしたが、サービスの職業は2.88倍、事務だと0.46倍と、職種によって数値は大きく変わっています。

**Q** 企業側に求められることは？

**A** (川路氏) やはり就業時間や休みなど、相談できる幅が広いほうが女性求職者は助かります。学校行事や子供の急な病気など、どうしても譲れない条件もあるからです。もちろん企業側も突然休まれたら困りますよね。大事なはお互いの歩み寄り。女性求職者も条件ばかり要求するのではなく、病後児保育やファミリーサポートセンターの利用など自分から環境を整える必要もあります。そして受け入れる企業側も無理のないよう、もしもの時のフォロー体制も必要です。これからは人材を長い目で大切にしなければなりません。キャリアの損失は企業にとっても大きな損失です。女性が働きやすい企業は、誰もが働きやすい企業だと思います。

# 私たちの企業、女性が活躍しています！

ここでは、女性の活躍推進に積極的に取り組んでいる2つの企業の取組内容やその効果を紹介します。

## 企業 Profile

### パールランド病院

(鹿児島市、医療福祉)

[設立] 1988年3月

[常用労働者数] 女性 224名  
男性 63名

[管理職の女性割合] 50%

[平均残業時間] 1.1時間/月

[育休取得者] 女性 6名  
男性 1名

[認定]



- ・えるぼし認定(3段階目)
- ・ファミリー・フレンドリー企業表彰  
鹿児島労働局長賞
- ・かごしま子育て応援企業

## 女性活躍推進への考え方

“女性が出産や育児で仕事を辞めてしまうのはもったいない”という創立者の思いから、1988年の開院当初から女性が長く働ける職場作りへの取り組みを進めています。約30年の間に、様々な世代の女性職員の声を聞き、時代を経るごとに取組内容を改善。今では育児に限らず、介護や自分自身の病気など、個々の多様な事情に合わせて、働き続けることのできる職場環境を提供しています。

## 具体的な取組内容

- ・「通勤バス」…定時の通勤バスを運行し、定時退社に向けた時間管理の意識付け
- ・「計画的な会議・研修」…会議や研修は就業時間内に実施
- ・「院内保育所」…職員のニーズに合わせて365日開所。24時間保育も実施
- ・「院内LANの活用」…オンラインによる各種申請書類・手続きの情報提供や気軽に業務の相談ができる体制の整備

## 効果

仕事の生産性や職員の責任感が向上し、1人1人が“お互い様の精神”を持つことで、働きやすい職場環境が醸成されるとともに、若年層も先輩方の姿を見ることで将来への不安が解消されています(2018年の離職率は8.9%)。また、障害者の受け入れもスタートし、多様な人材を育てることで、人材確保や人材定着にも繋がっています。女性活躍推進企業として広く認知されることで、病院経営の安定や老人医療への理解促進にも繋がっています。



▲事務部次長の楠元陽子さん。「私自身も育児・介護休暇を取らせていただきました。次の世代が安心して長く働けるように、これからも改善を続けていきます」



▲30年勤務した看護師が「長年にわたり地域住民の保健医療の向上発展に大きく寄与された」として平成30年5月に鹿児島県知事賞を受賞

## 企業 Profile

### 株式会社TSグループ

(鹿児島市、塗装防水)

[設立] 2006年6月

[常用労働者数] 女性 3名  
男性 12名

[管理職の女性割合] 6.6%

[平均残業時間] 15時間/月

[育休取得者] 女性 2名

[認定]

- ・かごしま「働き方改革」推進企業
- ・鹿児島県女性活躍推進宣言企業
- ・鹿児島市イクボス推進同盟加盟企業
- ・にこにこ子育て応援隊認定企業
- ・かごしま子育て応援企業

## 女性活躍推進への考え方

「家族に誇れる仕事いたします。家族に誇れる会社作ります」を経営理念に掲げているので、“家族優先”は当たり前。子供の行事や親の病気など、定時帰社や休みの調整ができることで家族が幸せになることは会社にも幸せなことだと考えています。また、業務内容は女性はもちろん外国人でもできるように徹底的なマニュアル化を進めているので、お客様にも迷惑をかけない仕組みを作っています。

## 具体的な取組内容

- ・「業務のマニュアル化」…見積書作成や電話対応など、すべての業務をマニュアル化
- ・「情報の共有」…SNSを活用し、社内だけでなく取引企業とも情報を共有することで業務の属人化を防止
- ・「シフト管理」…全員の希望を踏まえて班を分け、シフトも柔軟に対応
- ・「無理のない工期」…予約制での受注により年間を通じて業務量を平準化

## 効果

男性が当たり前に行っていた仕事も女性に任せることで新たに気付くことがあったり、女性でも使える道具や機械に変えることで効率化につながったりしています。また、顧客からの相談対応や現場のご近所様への挨拶周りは女性の方が円滑に進みます。このような取組を通じ、社員みんなが主体的に仕事に取り組むようになり、生産性も上がっています。



▲代表取締役の吉松良平さん。「どんな仕事でも業務を細分化すれば女性はもちろん国籍も問わないと思います。腕力を必要としない刷毛塗りやビニール養生など、弊社塗装業務の5〜6割は女性もできます。ウチではベトナム人の若手も頑張ってくれています」



▲入社12年目、専務取締役の諏訪愛美さんは4歳児の母。産休3ヶ月で職場復帰した。「子供を理由に仕事を辞める選択肢はありませんでした。子供が成長し、時間の余裕ができれば資格取得にも取り組みたい」

## 女性活躍推進の取材を通じて

女性活躍推進法の施行や働き方改革の推進などを背景に、鹿児島市においても女性の積極的な採用や管理職登用を行う企業が着実に増加するとともに、仕事と家庭の両立に配慮した職場作りが様々な業種で進められています。少子高齢化等により人手不足が深刻化する中、女性が活躍できる職

場環境を整備することは、ひいては高齢者や障害者など、多様な人材が活躍しやすい職場にもつながります。各種助成制度や相談窓口等も活用しながら、また、女性活躍に積極的な企業を参考にし、誰もが働きやすい職場作りに取り組んでみてはいかがでしょうか。

こちらも Check!

<http://www.josei-suishin.mhlw.go.jp/>

中小企業のための女性活躍推進サポートサイト

検索



<http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/>

女性の活躍・両立支援総合サイト

検索



## 働き方改革関係

### 改正 パートタイム労働法・労働契約法・労働者派遣法が改正されます

働き方改革関連法の施行により、正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差が禁止されます。事業主の皆様は、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保をお願いします。

[働き方改革関連法のポイント]

←今回はココの内容を改正！

#### 年5日有給休暇の確実な取得

施行日:2019年4月1日

#### 時間外労働の上限導入

施行日:2019年4月1日(中小企業:2020年4月1日)

#### 正規・非正規間の不合理な待遇差解消

施行日:2020年4月1日(中小企業:2021年4月1日)

[改正の概要]

#### 1.不合理な待遇差をなくすための規定の整備

裁判の際に判断基準となる「均衡待遇規定」「均等待遇規定」をパートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者で統一的に整備。

- ・「均衡待遇規定」→①職務内容 ②職務内容・配置の変更の範囲 ③その他の事情の3点の違いを考慮した上で、不合理な待遇差を禁止します。
- ・「均等待遇規定」→①職務内容 ②職務内容・配置の変更の範囲が同じ場合、差別的取扱いを禁止します。
- 派遣労働者については①派遣先の労働者との均等・均衡待遇②一定の要件を満たす労使協定による待遇のいずれかを確保することを義務化します。

#### 2.労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

非正規雇用労働者は、「正社員との待遇差の内容や理由」など、自身の待遇について説明を求めることができるようになります。

#### 3.行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続(行政ADR)の規定の整備

都道府県労働局において、無料・非公開の紛争解決手続を行います。上記改正概要1、2に関する説明についても、行政ADRの対象となります。

### 相談 均等・均衡待遇に関する特別相談窓口が開設されました!

鹿児島労働局では、パートタイム・有期雇用・派遣で働く方々や企業からのご相談を無料でお受けします。匿名相談可能、プライバシー厳守します。まずはお電話でご相談ください。

- ◆同一労働同一賃金の制度内容がわからない
- ◆どのように制度導入の手順を進めて行くのかわからない
- ◆正社員との待遇差が気になる。

[受付時間]8時30分～17時15分(土日祝日、年末年始を除く)

☎パートタイム・有期雇用労働法については…  
鹿児島労働局雇用環境・均等室 ☎099-223-8239

☎改正労働者派遣法については…  
鹿児島労働局需給調整事業室 ☎099-803-7111

### 相談 鹿児島働き方改革推進支援センターをご活用ください!

鹿児島働き方改革推進支援センターでは、働き方改革関連法の円滑な施行に向けて、中小企業・小規模事業者等が抱える課題に対応します。

- ◆働き方改革って何をしたらいいの?
- ◆不合理な待遇差って、どういうもの?
- ◆残業削減や有給休暇取得の進め方は?
- ◆何か役立つ助成金はあるの?

☎鹿児島働き方改革推進支援センター  
☎0120-221-255

### 支援 ワーク・ライフ・バランス推進のための無料アドバイザーを派遣します

「働き方を見直し、若い人に魅力ある職場にしたい」「従業員が長く働き続けられる職場にしたい」など、ワーク・ライフ・バランスの推進に意欲のある事業所に、アドバイザー(社会保険労務士など)を派遣します。ご利用は無料、先着順です。お気軽にお申し込ください。

[内容]相談回数:1事業所あたり3回まで。1回あたり2時間程度

〈具体的な相談例〉

- ・ワーク・ライフ・バランスといっても、具体的に何から始めたらいいの?
- ・就業規則の見直しや社内研修などを実施したい
- ・すでに様々な取組みをしているが、実際に従業員がどのように感じているか知りたい

料 無料

☎ 所定の申込用紙に必要事項を記入の上、下記問合せ先へ提出(申込用紙は市ホームページからダウンロード可能)

☎ 鹿児島市雇用推進課  
☎099-216-1325

詳しくは  
Check!



改正

## 女性活躍推進法が改正されました

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)の一部を改正する法律が成立し、令和元年6月5日に公布されました。改正内容は以下の通りです。

### [改正内容]

#### 1. 一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大

一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、常時雇用する労働者が301人以上から101人以上の事業主に拡大されます(施行:公布後3年以内の政令で定める日)

#### 2. 女性活躍に関する情報公表の強化

常時雇用する労働者が301人以上の事業主は、情報公表項目について、  
 (1)職業生活に関する機会の提供に関する実績  
 (2)職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績  
 の各区分から1項目以上公表する必要があります(施行:公布後1年以内の政令で定める日)

#### 3. 特例認定制度(プラチナえるぼし(仮称))の創設

女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主の方への認定(えるぼし認定)よりも水準の高い「プラチナえるぼし(仮称)」認定を創設します(施行:公布後1年以内の政令で定める日)。

### [各区分の情報公表項目のイメージ]

#### (1)職業生活に関する機会の提供

- ・採用した労働者に占める女性労働者の割合
- ・男女別の採用における競争倍率
- ・労働者に占める女性労働者の割合
- ・管理職に占める女性労働者の割合
- ・係長級にある者に占める女性労働者の割合
- ・役員に占める女性の割合
- ・男女別の職種又は雇用形態の転換実績
- ・男女別の再雇用又は中途採用の実績

#### (2)職業生活と家庭生活との両立

- ・男女の平均継続勤務年数の差異
- ・10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合
- ・男女別の育児休業取得率
- ・労働者の一月当たりの平均残業時間
- ・雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間
- ・有給休暇取得率

※女性活躍推進法の詳細は、厚生労働省ホームページ(女性活躍推進法特集ページ)をご覧ください。

鹿児島労働局雇用環境・均等室  
 ☎ 099-223-8239

詳しくは  
Check!



募集

## 女性のためのキャリアアップ支援セミナー

女性管理職の育成に繋がる学びと交流の場を提供します。セミナーでは先輩女性を囲み、参加者同士で普段は話せない悩みを共有することで、働くモチベーションを高め、組織を超えた女性リーダーのネットワーク形成を支援します。女性社員の研修にもオススメです。

### [内容]

第1部 セミナー 演題「働く女性のキャリアアップ(仮)」

講師 井手 智美氏(城山観光株式会社(城山ホテル鹿児島) 人事部長)

第2部 “自分らしいリーダーシップを探る”～グループワーク～

☎ 鹿児島市内に在住or在勤する女性管理職、キャリアアップを目指す女性

☎ 令和元年12月14日(土)  
13時30分～16時30分(13時開場)

☎ サンエールかごしま 5階 特別会議室

☎ 南日本リビング新聞社 ☎ 099-222-7288

鹿児島市男女共同参画推進課 ☎ 099-813-0852

創設

## 在留資格「特定技能」が創設されました

深刻な人手不足の状況に対応するため、2019年4月、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材を受け入れる制度がスタートし、特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する業務に従事する外国人向けの在留資格である「特定技能1号」などが創設されました。詳細については、法務省ホームページをご参照ください。

☎ 制度全般、入国・在留手続、登録支援機関等について…

福岡出入国在留管理局総務課 ☎ 092-717-5420

福岡出入国在留管理局鹿児島出張所 ☎ 099-222-5658

☎ 特定産業分野について…

①介護 ②ビルクリーニング：厚労省

③素材材産業 ④産業機械製造業 ⑤電気・電子情報関連産業：経産省

⑥建設 ⑦造船・船用工業 ⑧自動車整備 ⑨航空 ⑩宿泊：国交省

⑪農業 ⑫漁業 ⑬飲食品製造業 ⑭外食業：農水省

制度の詳細や個別の問い合わせ先など詳しくは

法務省 特定技能

検索

## マッチング ものづくり職人人材マッチング事業

「若手人材を確保・育成したい」「後継者を確保したい」など、ものづくり分野の人材を求める事業所と、「形に残る仕事がしたい」「手に職をつけたい」など、ものづくりの仕事に興味がある概ね40歳未満の若年層をマッチングする事業ですので、ぜひご登録ください。

### [マッチングの流れ(例)]

Step1 市ホームページやリビング新聞で事業所や職人の様子を紹介

Step2 職場見学会や合同就職面談会で出会いの場を提供

Step3 条件にマッチする人材を採用。ものづくり職人の育成をスタート

詳しくは  
Check!



☎ 南日本リビング新聞社 ☎ 099-222-7290  
 鹿児島市雇用推進課 ☎ 099-216-1325

# 創業支援・販路拡大・経営支援など

## 支援 鹿児島市内の中小企業の輸出を応援します！

市内に主たる事業所がある中小企業者等の方へ、海外で行われる合同展示会などへ出展する経費や、翻訳を伴う海外向け商品のパッケージ制作費等の一部を助成しております。ぜひご活用ください。

	輸出チャレンジ支援事業	海外販路拡大ステップアップ支援事業 (令和元年度新規事業)
対象経費	国、県、その他公的機関・団体(日本貿易振興機構等)の主催、共催又は後援により、海外で開催される展示会等への出展経費(出展料、渡航費など)	①翻訳を伴う海外向け商品パッケージ及び販促品の翻訳料、デザイン制作費、印刷費 ②外国語版HPの作成及びリニューアルに要する費用
対象とならない経費の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付決定通知日より前に支払った経費</li> <li>・飲食に係る経費</li> <li>・電気ポットやパンフレットスタンドなど、財産形成につながる経費</li> <li>・展示会等で提供する試食品や景品等の購入費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付決定通知日より前に支払った経費</li> <li>・日本語版ホームページの作成経費やパソコン等の設備導入費といった、外国語版ホームページ作成に直接関係しない経費</li> </ul>
助成額	出展経費の2分の1以内 ※上限:1~3年度目20万円・4~5年度目10万円	補助対象経費の2分の1以内 ※一対象者あたりの上限:①は5万円、②は10万円

☑ 市内に主たる事業所がある中小企業者等

☑ 所定の申請用紙に必要書類を添えて提出(申請用紙は市ホームページからダウンロード可能)。まずはお問い合わせ下さい。

☎ 鹿児島市産業政策課 ☎ 099-216-1318

## 募集 創業スキル養成講座(実践編)の受講者を募集します

事業プランをお持ちの方へ、税理士や金融機関職員等が講師となり、具体的な創業を実現するためのスキル向上を目指す講座(定員15名)の受講者を募集しております。

### 【期日】

全5回シリーズで実施します。時間は全て18:30~20:30まで。

①11月 7日(木) ②11月13日(水) ③11月20日(水)

④11月27日(水) ⑤12月 4日(水)

### 【支援措置】

一定の要件を満たす場合、「創業支援等事業計画」に基づき、「株式会社設立に係る登録免許税の軽減」及び県信用保証協会による「信用保証枠の拡大」等の支援措置が受けられます。

☑ 事業プランをお持ちで、1年以内に市内(鹿児島市・いちき串木野市・日置市・始良市)で創業予定であり、本講座を全て受講可能な方

☑ 鹿児島市役所みなと大通り別館6階

☑ 無料

☑ 住所、氏名、事業名、電話番号、事業プランを10月23日(水)までに市インキュベーション・マネージャー(im2-y@sp-kagoshima.com)へEメールにて送付

☎ 鹿児島市産業創出課

☎ 099-216-1319

## 募集 ソーホーかごしま「創業準備ブース」の利用者を募集します

事業計画の作成や会社設立の手續など、創業準備をしている方向けの個別ブース利用者を募集しています。個別ブースには専用デスク・ロッカー等を完備し、インターネット回線や郵便受けも使用できます。専門知識を有するインキュベーション・マネージャーが常駐していますので、創業に関する相談を気軽にできます。募集数は7ブース、簡単な書類審査があります。



☑ 新たに創業しようとする者

☑ 鹿児島市役所みなと大通り別館6階

☑ 月額使用料1万円

☑ インキュベーション・マネージャー(im2-y@sp-kagoshima.com)に相談のうえ、産業創出課へ持参または郵送。詳細な情報や申込書式はソーホーかごしまホームページに掲載

☎ 鹿児島市産業創出課

☎ 099-216-1319

詳しくは  
Check!





## 事業者間マッチングセミナー・ワークショップの参加者を募集します

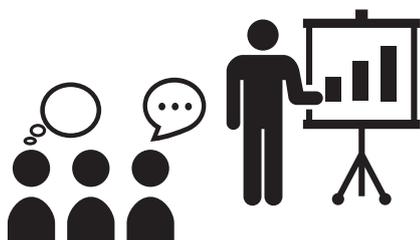
新商品の開発や商品製造の効率化のため、市内外の食品製造加工業者、生産者、デザイン業者が参加し、事業者間マッチング(原材料や加工技術、パッケージデザイン等のマッチング)の有効性や具体的なマッチングの手法について学ぶセミナー・ワークショップを開催します。参加者間の交流会や、希望者を対象にした食の専門家や首都圏のバイヤーによる個別面談も行います。募集数は食品製造加工業者、農水産事業者等、25事業者程度です。

### [期日]

11月18日(月)時間調整中(※申込締切は11月11日(月))

### [講師]

株式会社トリ風土研究所 代表 宮武 裕右氏



☎ 鹿児島市役所みなと大通り別館6階ソーホーかごしま会議室

🆓 無料

📍 株式会社九州経済研究所(099-225-7491)まで

📍 鹿児島市産業創出課

☎ 099-216-1319



## 企業の成長発展を人材面でサポートします(プロフェッショナル人材戦略拠点)

プロフェッショナル人材戦略拠点では、高い成長力を持つ企業や新たな経営戦略・プロジェクトなどに取り組もうとしている県内企業と、プロ人材とのマッチングをサポートします。平成28年1月の拠点開設以来、840件を超える企業訪問や相談対応を行い、85件(人)のプロフェッショナル人材の採用成約が実現しました。会社の経営課題解決に向けて、専門知識や経験等を持ったプロフェッショナル人材の採用を検討している企業の皆さまのご相談をお待ちしております。

### 〈相談事例〉

- 販路を拡大したい
- 新規事業、新商品を開発したい
- 事業を再生させたい
- 経営者の右腕がほしい
- 事業承継したい など

📍 (公財)かごしま産業支援センター鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点

☎ 099-219-9277

📧 projinzai@kisc.or.jp



## 製造業アドバイザーを無料で派遣します

鹿児島市では 製造業者及び製造業グループを対象に、経営の改善や技術の高度化、新商品の開発やデザイン考案、販路開拓、ISOや特許の取得などについて指導・助言を行う製造業アドバイザーを無料で派遣しています。様々な分野に精通した経験豊富なアドバイザーが揃っています。どうぞお気軽にご利用いただき、企業の発展にお役立てください。

### [内容]

指導方法: 相談内容に応じたアドバイザーが企業を訪問し、アドバイスします。企業の秘密は遵守します。

指導回数: 1企業あたり3回まで。1回あたり3時間以内

### 〈参考事例〉

- ホームページを立ち上げて、ネット販売を開始したい
- 商品のパッケージデザインを作成したい
- 魅力的な商品展示を行いたい
- 商談会出展に向けての準備したい など

📍 鹿児島市産業支援課ものづくり係

☎ 099-216-1323

📧 san-monoduku@city.kagoshima.lg.jp



## 中小企業のBCP策定やBCM構築を支援します

鹿児島市では、平成27年8月に桜島の噴火警戒レベルが4に引き上げられ、桜島の一部の住民が避難したほか、平成29年7月の喜入沖での震度5強の地震、令和元年7月の大雨に伴う土砂災害などの自然災害が発生し、防災への危機意識が高まっております。

東日本大震災の例でも明らかのように、中小企業者が大地震などの緊急事態に遭遇すると、事前に十分な備えを行っていなければ、事業の復旧が遅れて事業縮小や廃業に追い込まれる恐れがあります。

中小企業においては、災害などの緊急事態が発生したときに、損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための事業継続計画(BCP)を策定し、緊急事態に備える必要があります。また、災害に強い体制を築くため、BCPの運用、見直しまでのマネジメントシステム(BCM)を構築することも重要です。

鹿児島県では、公益財団法人かごしま産業支援センターと連携し、BCPやBCMに詳しい専門家を派遣する「専門家派遣事業」を実施しているほか、具体的なBCP策定を支援するセミナーを開催しています。

詳しくは鹿児島県のホームページをご覧ください

鹿児島県 BCP

検索

詳しくは Check!



## 助成金・融資など

### 助成 非正規雇用労働者のキャリアアップを支援します!～キャリアアップ助成金～

有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用した場合に助成金を受け取ることができます。ただし、支給要件を満たした上での助成となりますので、詳しくはお問い合わせください。

[キャリアアップ助成金～正社員化コース～]

①有期→正規：1人当たり57万円(72万円) ②有期→無期または無期→正規：1人当たり28万5000円(36万円)

※中小企業の場合 ※くゝは生産性の向上が認められた場合の額

※①～②合わせて1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は20人まで

※その他、非正規労働者の処遇改善の取組などを実施した場合に助成するコースもあります。 〇鹿児島労働局職業対策課 ☎099-219-5101

### 助成 人材確保を応援します～鹿児島市中小企業UIJターン人材確保支援金～

鹿児島市では、中小企業のUIJターンによる人材の確保を支援するため、県外で開催される合同企業説明会等に参加する中小企業者等に対して、参加負担金や旅費の一部など、合同企業説明会参加に係る経費を助成します。

[補助率]

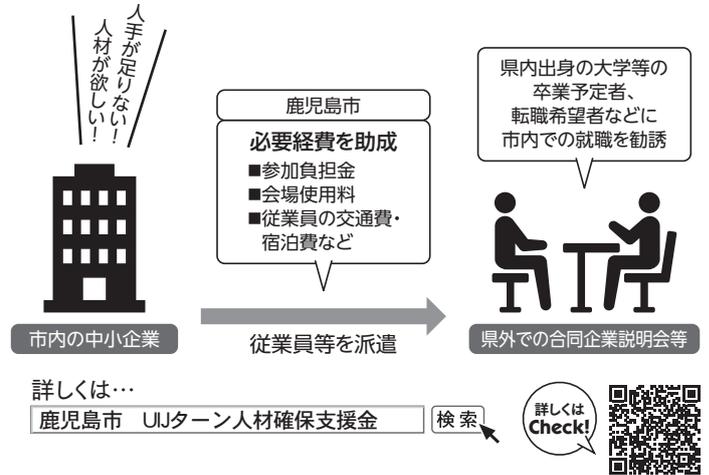
2分の1(同一の中小企業者等に対し、同一年度につき10万円を上限)

〇雇用保険の適用事業所であり、納期の到来している市税を完納している、市内に主たる事業所を有する市内の中小企業者等(個人事業主や社会福祉法人、事業協同組合等を含む)

〇合同企業説明会等開催日の3週間前まで受付。所定の申請書に必要書類を添付し、下記問合せ先まで提出(申請書は市ホームページからダウンロード可能)

〇鹿児島市雇用推進課

☎099-216-1325



### 助成 クリエイティブ人材移住補助金をご活用ください

鹿児島市では、製品等の新たな価値を創造するクリエイティブ人材の移住支援として、移住に要する経費に対しての補助を行っています。市内企業に就職するクリエイター(デザイナー等)も補助対象者となります。※移住補助金は移住するクリエイター本人に支払われます。

[補助制度の概要]

鹿児島市へ移住するクリエイターの方を対象に、(1)移住に係る交通費用 (2)事業所改修費用及び設備投資費用のいずれかの費用を補助

※申請期限は令和2年3月6日まで

[クリエイターの職種]

情報通信、映像・コンテンツ制作、デザイン、芸術の分野のクリエイター及びクリエイターとともにビジネスを行う方(プロデューサー・ディレクター)

[対象者]

①移住後に本市に主たる事業所を設けるクリエイティブ関連の個人事業者

②移住後に本市に主たる事業所を設けるクリエイティブ関連の法人(常時使用する従業員は2名以下[情報通信業は5名以下であること])の代表者

③本市に事業所のある個人事業者又は本市に事業所のある法人に、クリエイターとして就職する者

④クリエイターとして首都圏等の企業に勤務する者で、本市においてテレワークを行う者

[補助率及び補助上限額]

補助率：補助対象経費の3分の2以内

補助上限額：(1)移住交通費補助…最大10万円 (2)事業所改修費用及び設備投資費用…最大15万円

※(1)(2)併給不可 ※対象者③④については、(1)のみ対象

〇鹿児島市産業創出課

☎099-216-1319

詳しくは  
Check!





## 増設・新設をご検討中の方へ 鹿児島市企業立地促進補助金をご活用ください

鹿児島市と立地協定を締結し、新規雇用者などの交付要件を満たした企業に対して、補助金を交付いたします。今年度より製造業の交付要件が緩和されておりますので、詳しくはお問い合わせください。

対象業種等	要件	補助限度額
1 製造業	新規雇用者が11人以上[市内企業は6人以上(中小企業の場合は3人以上)*]	6,000万円
	新規雇用者が30人以上で設備投資が10億円以上	6億円
2 情報通信関係 デザイン・コンテンツ業	新規雇用者が6人以上(デザイン・コンテンツ業は3人以上)	6,000万円
	新規雇用者が30人以上で設備投資が10億円以上	3億円
3 コールセンター 事務処理センター	新規雇用者が30人以上(中心市街地に立地する場合は11人以上)	3億円
4 本社機能 (企業の調査・企画・管理等の部門、研究所、研修所など)	新規雇用者が10人以上(中小企業は5人以上)	3億円

※市内製造業特例適用の場合は、設備投資額1億円以上が要件となります。

### [1~4]の共通要項

事業用の新たな用地等を取得または賃借した後3年以内に操業を開始すること。市との立地協定を締結し協定に定める事項を履行すること。新規雇用者の人数要件はかごしま連携中枢都市圏構成市(鹿児島市、いちき串木野市、日置市、始良市)の市民が対象(ただし、半数以上は鹿児島市民であること)。

☎ 鹿児島市産業創出課 ☎ 099-216-1314



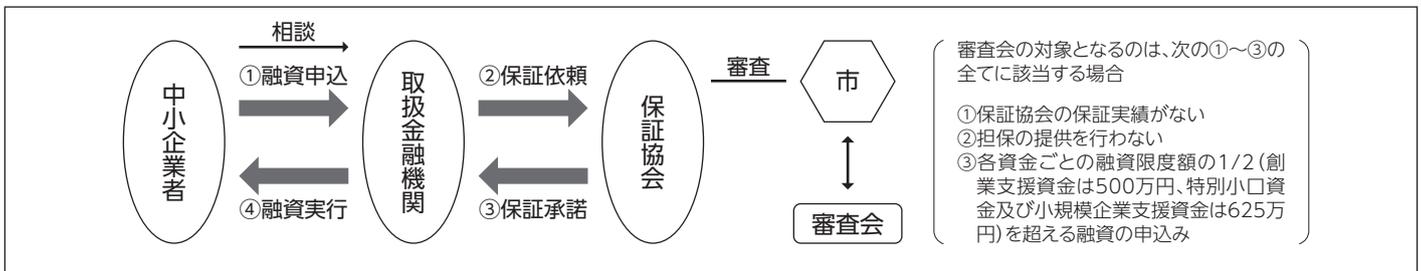
## 事業資金の調達にお役立てください~鹿児島市中小企業融資制度~

鹿児島市では、市内に住所と事業所を有し、6月以上継続して事業を営んでいる個人・法人の中小企業者に対して、事業資金の融資制度を設けています。(ただし、創業支援資金は事業実績のない方や事業実績が6月未満の方が対象。街なかリノベーション推進資金は事業実績を問いません。)

☎ 鹿児島市産業支援課金融係 ☎ 099-216-1324

また、融資を受ける際の信用保証料の一部または全部を市が補助します。

### 〈申込みから融資までの流れ〉



## 温室効果ガス排出量の削減に向けた各種助成をご活用ください!

鹿児島市では、住宅用太陽光発電システム等の設置や電気自動車の購入等に対して、下記のとおり各種助成を行っています。事前申請が必要で、予算額に到達したら申請期間内でも受付を終了します。要件など詳細についてはホームページをご覧ください。電話でお問い合わせください。

助成対象	助成額	市HP内での検索ワード
等発宅の電用住宅の設置システム太陽光	住宅用太陽光発電システム(10kW未満)	個人住宅 2万円/kW 環境管理事業所等 2.8万円/kW
	HEMS	3万円/件(個人住宅のみ)
	リチウムイオン蓄電池	10万円/件(個人住宅のみ)
	家庭用燃料電池	10万円/件(個人住宅のみ)
電気自動車の購入	1台あたり10万円	電気自動車
天然ガストラック・ハイブリッドトラックの購入又はリース	1台あたり10万円	トラック
燃料電池自動車の購入又はリース	1台あたり30万円	燃料電池自動車

☎ 鹿児島市再生可能エネルギー推進課 ☎ 099-216-1479



働き方改革関係  
働き方改革  
創業支援・販路拡大・経営支援など  
助成金・融資など  
従業員の健康  
職場のトラブル  
各種認定制度

# 従業員の健康

## 法改正 受動喫煙防止対策はお済みですか？

令和2年4月1日、健康増進法の改正により、多くの人が利用する全ての施設において「原則屋内禁煙」となります。

### [法改正の概要]

- 施設内での喫煙を可能とするためには、基準を満たす喫煙室の設置が必要です。
- 喫煙室を設置した際は、標識の掲示が義務付けられます。
- 20歳未満の方は、従業員も喫煙エリアに立ち入らせることはできません。
- 義務違反時には、指導・命令・罰則等が適用されることがあります。



受動喫煙のない社会を！

※受動喫煙対策を行う際の支援策として、各種喫煙室の設置等に係る財政・税制上の制度が整備されています。詳しい情報は厚生労働省特設サイト「なくそう！望まない受動喫煙。」をご覧ください。

☎ 鹿児島市保健政策課  
☎ 099-803-6861

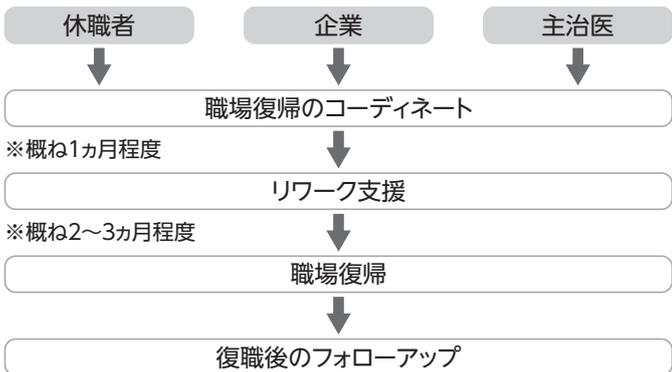


## 支援 「リワーク支援」をご存知ですか？ ～うつ病等で休職されている方の復職を支援します！～

リワーク支援では、ご本人の復職に向けた準備を支援するとともに、受け入れる企業の方への支援を行っています。

※相談や支援は無料です。なお、雇用保険適用事業所の社員が対象です。

### [リワーク支援の流れ]



### [リワーク支援のポイント～スムーズな職場復帰を目指して～]

- ご本人、主治医、企業との相談・調整（三者の共通理解）
- 効果的な復職方法について整理します
- 個別に支援計画をたてて実施します。
- 受講中も適宜、主治医と企業と連携や相談を行います。

### [主なプログラム]

- ☆自主作業、グループ作業
- ☆ストレス対処講習、コミュニケーション講習
- ☆集団認知行動療法
- ☆キャリア講習

☎ 鹿児島障害者職業センター ☎ 099-257-9240

## 提供

## かごしま健康サポートブックをお役立てください

鹿児島市では「これは便利!かごしま健康サポートブック～働く人のお役立ち情報～」を作成し、鹿児島市ホームページに掲載しています。

このガイドブックは、鹿児島市で働く人のお役立ち情報、特に『健康』に関する情報提供を目的としています。気軽にスマートフォンやパソコンからみたり、印刷して職場に置いてご利用ください。いずれの場合も、働く人のそばに「ある」ことによって、『健康』を守るための様々な仕組みなどをご理解いただければと思います。

また、従業員や家族等の健康づくりに取り組む事業所を「健康づくりパートナー」として登録し、事業所と力をあわせて、働く世代の健康づくりを推進しています。こちらもぜひご登録ください！



☎ 鹿児島市保健政策課  
☎ 099-803-6861

これは便利!  
かごしま健康サポートブック  
～働く人のお役立ち情報～



## 出張講座

## ～職場でのメンタルヘルス対策に活用しませんか?～ ゲートキーパー養成講座

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。鹿児島市では、毎年100人前後の方が自殺で亡くなっています。特に働き盛りの男性に多い傾向にあります。保健所では、職場などに出向き、自殺予防に関する出張講座を行っています。自殺の実態や相談の受け方について学び、大切な命を守りませんか？

### [講座内容]

- ・鹿児島市の自殺の現状と取組
- ・悩んでいる人への気づきや対応の仕方について
- ・相談窓口について etc…

☎ 市内の企業や団体おおむね10人以上  
☎ 60分程度(調整可)  
☎ 無料



☎ 鹿児島市保健予防課保健対策係  
☎ 099-803-6929

## 職場のトラブル

法改正

パワーハラスメント対策が義務化されます！  
～セクハラ等の防止対策も強化されます～

職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります。これにより、適切な措置を講じていない場合には是正指導の対象となります。また、パワーハラスメントに関する紛争が生じた場合、調停など個別紛争解決援助の申出を行うことができますようになります。

[施行時期]

公布後1年以内の政令で定める日

※パワーハラスメントの措置義務については、中小企業は公布後3年以内の政令で定める日までの間は、努力義務となります。

☎ 鹿児島労働局雇用環境・均等室  
☎ 099-223-8239

相談会

円満な解決をお手伝いします！  
～相談会開催のご案内～

鹿児島県労働委員会による個別労働関係紛争処理制度「あっせん」は、個々の労働者と使用者との間に生じた労働に関するトラブルについて、当事者間で解決を図ることが困難な場合、労働問題に関し経験豊富な「あっせん員」が双方の主張をお聞きして、歩み寄りによる円満な解決をお手伝いする制度です。

あっせん員は県労働委員会の公益委員(弁護士、大学教授等)、労働者委員(労働組合役員等)、使用者委員(会社経営者等)の三者で構成され、公平・中立な立場であっせんを行います。労働者、使用者のどなたでも利用できますので、お気軽にご相談ください。(無料・秘密厳守)

[労使間のトラブルに関する相談会(事前申込不要、予約優先)]

- ・10月15日(火) 受付10時30分～15時00分 出水市役所
- ・10月23日(水) 受付14時30分～16時30分 県労働委員会(県庁15階)
- ・10月27日(日) 受付10時00分～15時30分 かごしま県民交流センター～相談事例～ 解雇、雇止め、配置転換、賃下げ、パワハラ・嫌がらせなど

☎ 鹿児島県労働委員会事務局 ☎ 099-286-3943

## 各種認定制度

募集

「グリーンオフィスかごしま」を募集します！

鹿児島市では、環境に配慮した事業活動に取り組みやすい仕組みとして「グリーンオフィスかごしま(環境管理事業所)」の認定制度を設けています。これは、事業所自ら電気使用量等の削減目標を定めて、自己評価を行う簡単なシステムです。ぜひご参加ください。

[認定事業所には…]

- ・LED照明、エアコン、デマンド監視装置等の設置補助(設置費用の1/2、最大20万円)
- ・太陽光発電システムの設置補助
- ・中小企業向け環境配慮促進の資金の融資
- ・公共工事等の入札参加資格者の格付けに加算(建設業10点、建築物清掃業5点)等が受けられます。

[認定要件]

- ・事業所の所在地が鹿児島市内にあること。
- ・環境管理指針に基づき適正に環境管理を実施していること

☎ 所定の申請用紙に必要書類を添えて提出(申込用紙は市ホームページからダウンロード可能)。まずはお問い合わせください。  
☎ 鹿児島市環境保全課 ☎ 099-216-1297



募集

ユースエール認定制度にチャレンジしてみませんか？

厚生労働省では、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。認定を受けるとハローワークが重点的に企業のPRをしたり、労働局が取り扱う若者の採用・育成を支援する関係助成金が加算されたり等のメリットがあります。

また、認定企業は自社の商品、広告などに認定マークを使用し、優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。ぜひご応募・ご活用ください！

[認定基準(一部)]

- ・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下
- ・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員が1人もいないこと
- ・前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上 など

☎ 鹿児島労働局訓練室  
☎ 099-219-8711

詳しくは  
Check!



●次回のかごしま市「中小企業のひろば」は…  
特集「社員の福利厚生を充実させませんか?(仮)」

※特集の内容は予告無く変更される場合がございます。予めご了承下さい。

2020年3月  
発行予定!!



かごしま市

# しごと情報ナビ

鹿児島市の仕事に関する情報の道案内サイトです



## かごしま市しごと情報ナビのご案内

労働者やハローワーク、県や関係機関などを含めた市内の仕事に関する情報について、仕事探しやスキルアップ、人材確保など、求職者や事業者の目的別に案内しています。ぜひご活用ください。

詳しくは  
Check!



しごと情報ナビ

検索

### 中小企業倒産防止共済制度

## 経営セーフティ共済

経営セーフティ共済は、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付けが受けられる共済制度です。「もしも」のときの資金調達手段として当面の資金繰りをバックアップします。

#### 中小企業倒産防止共済制度の特長

- 1 掛金の10倍の範囲内で**最高8,000万円**まで貸付け  
「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年（据置期間6か月を含む）で毎月均等償還です。
- 2 貸付条件は**無担保・無保証人**  
共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。
- 3 掛金は税法上**損金（法人）**または**必要経費（個人事業）**に  
掛金月額は、5千円～20万円の範囲内（5千円単位）で自由に選べます。

取引先の  
倒産から会社を守る  
制度です!

経営セーフティ共済

検索

中小機構

TEL:050-5541-7171 (共済相談室)

## 人も、会社も、もっと元気に!

# 中退共済制度

CHU 退 TAI 共 済 制 度  
小企業 職金

- ◆ 掛金の一部を国が助成
- ◆ 掛金は全額非課税。手数料も不要
- ◆ 外部積立型なので管理が簡単
- ◆ パートさんの加入もOK



詳しくはホームページへ

中退共

検索

(独) 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部

TEL.03-6907-1234

FAX.03-5955-8211

■発行/鹿児島市産業振興部 雇用推進課

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号(みなと大通り別館5階) TEL 099-216-1325 FAX 099-216-1303

「かごしま市中小企業のひろば」は、ホームページでもご覧いただけます。http://www.city.kagoshima.lg.jp

■制作/斯文堂株式会社